

平成二十一年六月一日提出
質問第四八〇号

痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

いる。法務省、特に検察庁としても、右の外務省が下した処分は、例えば民間企業の社員が同様の犯罪行為を働いた際、企業からどのような様な処分が下されるか等の一般的な社会通念に照らし、妥当であったと認識しているか。

二 前文で触れた様に、〇〇検事は、法務省より停職一か月の懲戒処分を受けながら、自ら辞職願を出し、それは受理されたと承知するが、〇〇検事に対して退職金は支払われているか。

三 二で、支払われているのなら、その金額はいくらか明らかにされたい。

四 検事という、いわば法の番人たる職責を担っておきながら、痴漢行為という人間としての品格を疑わざるを得ない卑劣な行為を働き、自ら法を犯した者に対し、検察庁、法務省として下した処分が停職一か月というのは、社会通念に照らして妥当であり、かつ、国民の理解を得られるものであると認識しているか。

五 四で、検察庁、法務省として妥当であると認識しているのなら、その根拠を示されたい。

六 二で、〇〇検事に対して退職金が支払われているのなら、それは社会通念に照らして妥当であり、国民の理解を得られるものであると認識しているか。

七 六で、検察庁、法務省として妥当であると認識しているのなら、その根拠を示されたい。
右質問する。

(注) ホームページの掲載に際し、プライバシー保護のため、個人名を伏せている箇所があります。